

# 第3回地区庶務担当理事連絡協議会

平成22年6月23日（水）午後2時30分～

## △森会長挨拶

森会長は冒頭の挨拶で、日医連の参院選比例代表の対応について、安藤氏は「推薦」、西島氏と清水氏は「支援」と決定されたと報告した。今回の選挙は民主党政権の行く末を占う重要な選挙であり、京都においても激しい選挙戦が展開されるであろうとの見通しを述べた。また、大分県における足立政務官の選挙応援の状況について触れ、医療制度について高い見識を持ち、英断が出来る人物であるとの高い評価を示し、府医としても支援していきたいとの意向を示した。次に、足立政務官から新型インフルエンザワクチン在庫の対応について、「10月に新型と季節性B型の混合ワクチンが出る予定である。一度返品されると二度と供給出来ないのので、10月までは返品せずに持っていていただきたい」との要請があったことを報告した。

最後に、2年後の改定に向けて、参院選挙後の民主党政権の動向を注視し、府医としてもしっかりと取り組んでいきたいとの決意を示した。

## △報告ならびに協議事項

### 1. 地区医師会との懇談会について（城守理事）

地 区	と き	と ころ
伏 見	7月13日（火）午後2時	伏見医師会館
東 山	7月16日（金）午後2時30分	ウェスティン都ホテル京都
綴 喜	8月7日（土）午後2時	京田辺商工会CIKビル
与謝・北丹	8月21日（土）午後3時	未定
宇治久世	9月8日（水）午後2時30分	うじ安心館
綾 部	9月11日（土）午後4時30分	萬 家
下京東部	9月13日（月）午後2時	ホテル日航プリンセス京都
京都北	10月13日（水）午後2時	京都ブライトンホテル
上京東部	10月20日（水）午後2時	丸太町東洋亭
相 楽	11月6日（土）午後4時	ホテルフジタ奈良
西 陣	11月9日（火）午後2時	京都府医師会館
亀岡・船井	11月13日（土）午後2時30分	亀岡市立病院2Fウエルネスホール
西 京	11月15日（月）午後2時	ホテル京都エミナース（予定）
中京東部	11月17日（水）午後2時30分	ホテルハートン京都
下京西部	11月19日（金）午後2時	下西医師会事務所
左 京	11月27日（土）午後2時	京都ホテルオークラ
山 科	H23年1月15日（土）午後3時	京都ホテルオークラ

現在17地区の開催が決定していることを報告し、未だ決まっていない地区におかれては、出来るだけ早く希望の開催日を府医総務課まで連絡いただくよう依頼した。

## 2. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告について（城守理事）

「平成 20 年度から『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の改正により、産業廃棄物を排出する事業場ごとに前年度の 1 年間に交付した（4/1～3/31 まで）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況（交付枚数、排出量等）の報告が義務づけられた。京都府、市とも平成 20 年度までは、各医療機関へ『実績報告書』を送付していたが、対象事業所の拡大により、各事業所への送付が困難となり、今年度からは送付されなくなった」と報告し、府医から今年度に限り、報告書提出の徹底を期すため各医療機関へ 6 月 1 9 日付けで産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書を配付したので、未提出の医療機関へ期日までに提出されるよう周知を依頼し、来年度については、京都医報に挟み込みで配付する予定であるが、決定した時点で改めてお知らせすると説明した。（京都医報 6 月 1 日号参照）

## 3. 最近の中央情勢について（坂東理事）

5 月下旬から 6 月下旬にかけての社会・医療保険状況について説明した。

## 4. 第 3 6 回京都医学会について（小野理事）

今年度からインターネットでの演題募集を開始したことを報告し、府医ホームページからリンクが可能であることを併せて紹介し、奮って応募していただくよう呼びかけた。特別講演については、当初予定していた中尾教授のやむを得ないご事情によりご都合がつかなくなり、現在京大再生医科学研究所教授戸口田淳也氏にご講演を依頼中であること報告し、決定次第お知らせすると説明した。

## 5. 学術講演会の今後の予定について（小野理事）

7 月に予定している京都府医師会学術講演会を紹介し多数の参加を呼びかけた。

## 6. 近畿医師会連合定時委員総会（5. 30）の状況について（各担当理事）

第 1 分科会「医療保険」（坂東理事）

第 2 分科会「感染症・救急災害医療」（藤田理事）

第 3 分科会「地域医療・勤務医」（松井理事）

担当理事から各分科会の状況を報告した。（京都医報 6 月 1 5 日号参照）

## 7. 地区からのご意見・ご要望

綴喜医師会から「地域医療貢献加算」について「①地域医療貢献加算を申請している医療機関が、再診料請求の際に算定する場合としない場合と選択できるのか。②医療契約という観点から見ると、初診料の際に算定できないのであれば、初診時には規定の義務を負わなくて良いのか」との質問が出され、久山副会長は「①については、患者によって選択することは出来ない。②については、地域医療貢献加算設定の経緯が非常に複雑だが、医療行為を行った際には医師の責任は伴うものなので、初診には責任が無いという考え方は成り立たない」と説明した。